

堤根余熱利用市民施設整備事業  
実施方針に関する意見及び提案への回答

令和5年12月22日

川 崎 市

■実施方針に関する意見及び提案等への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見及び提案の内容	意見及び提案への回答
1	3	第1	1	(6)	選定事業者の収入	アにおいて、施設整備業務の対価は市への所有権移転後、一括支払いと規定されておりますが本事業は施設整備期間が長期に渡るため、中間時の支払い設定又は、年度毎の出来高払いの設定をしていただきたい。	実施方針に関する質問への回答No1の回答をご参照ください。
2	3	第1	1	(7)	事業スケジュール(予定)	特定事業仮契約の締結(令和6年12月)から本契約の締結(令和7年3月)までの期間が長めに取られておりますが、一ヵ月でも短縮して入札公告から提案提出までの期間に充当頂きたく存じます。	ご意見として承ります。具体的なスケジュールは入札説明書等に示してまいります。
3	3	第1	1	(7)	事業スケジュール(予定)	特定事業仮契約の締結から本契約の締結まで約4カ月の期間が設けられていますが、こちらの期間を短縮し、十分に検討をできるよう入札公告から提案書類提出の期間を1ヵ月延ばしていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。具体的なスケジュールは入札説明書等に示してまいります。
4	6	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	入札公告が約4ヶ月後の令和6年3月下旬となっておりますが、本事業への参加判断、また適切なチーム組成に向けて、予定価格の事前公表、あるいは令和5年5月に貴市が策定された基本計画からどのような方向で変更を検討しているか情報を開示頂きたく存じます。	ご意見として承ります。具体的なスケジュールは入札説明書等に示してまいります。
5	6	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	入札公告から提案書類提出までの期間が短いと考えます。特に対話および第2回質問回答から提案書類提出までの期間をあと1ヵ月程ご猶予いただけませんかでしょうか。宜しく願い申し上げます。	ご意見として承ります。具体的なスケジュールは入札説明書等に示してまいります。
6	6	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	入札及び提案書類の受付が(令和6年8月上旬)となっておりますが、入札説明書等に関する質問(第2回)の回答が7月中旬であること(構成各社の社内決済スケジュール等を勘案すると回答を提案に反映されることは不可能です)や仮契約締結から本契約の締結までの期間に短縮の余地がありそうなこと等を鑑み、一ヵ月でも入札及び提案書類の受付を延伸頂けますようお願いいたします。	ご意見として承ります。具体的なスケジュールは入札説明書等に示してまいります。
7	6	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	質問(第2回)の回答が7月中旬で提案書類の受付が8月上旬となっており、その間が1ヶ月未満になっています。質問回答により不明点や諸条件の確定後、費用の算出、社内稟議、提出様式の作成等を踏まえると1ヶ月以上の期間を設けて頂くことを希望致します。質問回答時期を早める、もしくは提案書類の受付～落札者決定までの期間を短縮する、特定仮事業契約の締結～議決までの期間を短縮する等により、提案書類の受付時期を8月中旬以降として頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。具体的なスケジュールは入札説明書等に示してまいります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見及び提案の内容	意見及び提案への回答
8	7	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	「入札説明書等に関する質問(第2回)の回答:令和6年7月中旬」から「入札及び提案書の受付:令和6年8月上旬」の期間が短く、社内承認や見積書の作成の期間を考えると回答内容に準じた提案をすることが困難だと考えます。提案書類の受付までの期間を伸ばしていただきたいと考えます。	ご意見として承ります。具体的なスケジュールは入札説明書等に示してまいります。
9	9	第2	2	(13)	基本協定の締結、仮契約の締結	基本協定書において、独禁法違反や談合等により構成員及び協力企業に連帯債務として違約金が課される場合、構成員及び協力企業が自己の受託する業務以外の他社のリスクも負うことになるため、リスクが過大で本事業への参入障壁となります。多くの企業が参加しやすいよう、本事業における独禁法違反及び談合等に限定し、違約金についても連帯債務ではなく帰責性を有する企業間で連帯して違約金を負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。詳細は入札説明書等に示してまいります。
10	9	第2	2	(13)	基本協定の締結、仮契約の締結	基本協定書の有効期間につきまして、事業契約書を締結した時点で基本協定書の目的は達成され、また事業契約締結以降の違約金条項等については事業契約書で別途規定されますため、基本協定書の有効期間は事業契約締結迄として頂けますようご検討お願い致します。	ご意見として承ります。詳細は入札説明書等に示してまいります。
11	24	別紙1	リスク分担保表(案)	共通		応募費用リスク以外で民間事業者のみが主分担になっているものは、「協議の上分担を決める」として頂きたい。	市が示した実施方針の別紙1リスク分担保表(案)のとおりとします。
12	24	別紙1	リスク分担保表(案)	共通	物価変動リスク	物価変動リスクは一定の範囲内は事業者が負担することとされていますが、昨今の著しい物価上昇を鑑みると、事業者側の物価変動リスクは満額でサービス対価に織り込まざるを得ない状況です。今後、事業契約書(案)にて事業者負担分の物価上昇率を設定される場合、その率を小さく設定して頂くことで、リスク見合い費を減らし、サービス対価を実務に充てることができますので、0.5~1%程度の設定にして頂きたいと存じます。	ご意見として承ります。詳細は入札説明書等に示してまいります。
13	24	別紙1	リスク分担保表(案)	設計・建設		応募費用リスク以外で民間事業者のみが主分担になっているものは、「協議の上分担を決める」として頂きたい。	市が示した実施方針の別紙1リスク分担保表(案)のとおりとします。